

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0330第8号」により下記の検査項目に検査実施料の新設が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

### 記

■ 適用日 平成 24年 4月 1日から適用

#### ■ 新設された検査項目

検査項目	保険点数
CCR4タンパク（フローサイトメトリー法による場合）	10000点 (4000点+6000点)
CCR4タンパク（免疫染色組織標本による場合）	10000点 (4000点+6000点)
ALK融合遺伝子標本作製	6520点 (4000点+2520点)

#### ■ 検査方法が追加された検査項目

検査項目	保険点数
HER2遺伝子標本作製〔CISH法〕	2700点

▼詳細内容

検査項目名	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
CCR4タンパク (フローサイトメトリー法による場合)	4000点 + 6000点	血液学的検査判断料 (※2:125点)	「D006-4」 遺伝学的検査 + 「D023」 微生物核酸同定・定量検査 の12	ア CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、フローサイトメトリー法による場合は、区分番号「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。 イ CCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

検査項目名	保険点数	診療報酬点数表区分	備考
ALK融合遺伝子標本作製	4000点 + 2520点	「D006-4」 遺伝学的検査 + 「D006-9」 WT1mRNA	ア ALK融合遺伝子標本作製は、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 イ ALK融合遺伝子標本作製は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断にかかる費用を算定する。
CCR4タンパク (免疫染色病理組織標本による場合)	4000点 + 6000点	「D006-4」 遺伝学的検査 + 「D023」 微生物核酸同定・定量検査 の12	ア CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を行った場合は、区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、免疫染色病理組織標本による場合は、病理に係る判断料のみを算定する。 イ CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)及びCCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。
HER2遺伝子標本作製〔CISH法〕	2700点	「N005」 HER2遺伝子 標本作製	ア HER2遺伝子標本作製は、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法、SISH法又はCISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。 イ 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の「3」を同一の目的で実施した場合は、本区分の「2」により算定する。